

(報告)電気設備の技術基準の解釈の一部改正

電気設備の技術基準の解釈(電技解釈)に関しては、委託事業により、引用しているJIS規格等の妥当性について、定期的に調査を実施。今般、平成23年度の調査結果を踏まえた改正を行う。
(平成25年3月施行予定)

改正内容

①引用しているJIS規格を
最新の制定年度とする。
(電技解釈第33・40・163・172条)

JISC8201(2010)「低圧開閉装置」(33条)
JISB8265(2010)「圧力容器の構造」(40条)
JISC3410(2010)「船用電線」(163条)
JISC8364(2008)「バスダクト」(172条)

②引用しているIEC規格を
最新の制定年度とする。
(電技解釈第218条)

IEC60364-4-42(2010)・IEC60364-5-54(2011)・
IEC60364-7-702(2010)建築電気設備(218条)
IEC60364-7-718(2011)低圧電気設備(218条)

③その他(電技解釈第18条)

水道管を用いた接地工事に関する規定について、その管理面から保安上の懸念もあり、施工実績も確認されないことから、削除。